

\\ 若手医師・医学生グループの活動を支援します //

若手医師地域定着 促進事業給付金

(令和7年度)

千葉県では

県内の医師・医学生を代表とする
5人以上のグループ※の学習活動などの
活動資金を給付します。

※裏面に記載の条件を満たす必要があります。

事業の
詳細は
裏面へ

最大 20 万円

申請方法

千葉県若手医師地域定着 

以下のサイトから申請書をダウンロードいただき、必要事項を
記入の上ご提出ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/wakateishi.html>



本事業は、若手医師等のスキルアップと
所属や業務の垣根を超えた交流を奨励し、
県内で勤務する若手医師の地域定着を
促進することを目的としています。



◆問い合わせ・申請先

千葉県 健康福祉部 医療整備課 医師確保・地域医療推進室

[所在地] 千葉県千葉市中央区市場町1-1

[電話] 043-223-3883

[FAX] 043-221-7379

[メール] d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県若手医師 地域定着促進事業給付金

事業の
詳細

対象者

県内医療機関に所属する概ね40歳までの医師又は県内大学に所属する医学生を代表とする5人以上のグループで、以下(1)、(2)の基準をいずれも満たす団体。

- (1) 県内医学生、県外医学生(千葉県医師修学資金制度利用者)、県内臨床研修医、県内専攻医、県内大学院生のうち、2以上の区分の医師等が参加していること。
- (2) 設置主体が異なる複数の医療機関・大学等から参加していること。

給付額

対面の学習活動(※1)への平均参加人数×単価(※2)
(給付額の上限:1グループ当たり200千円)

- ※1 給付金の交付を受けようとする年度の12月末日が属する年
(令和7年1月1日から令和7年12月31日)にグループで行った、
対面で5人以上が参加した学習活動
- ※2 単価

対面で5人以上が参加した学習活動の実施回数 (3回未満は交付の対象となりません)	単価
3～5回	10千円
6回以上	20千円

交付の条件

- (1) 給付金は、グループの活動に要する経費に使用しなければならない。(※3)
 - (2) 給付金により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、グループの活動目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (3) 規約等を制定し、専用口座を開設するなど、グループの意思決定や会計処理を明確にするよう努めること。
 - (4) グループは、領収書等関係書類を整理し、給付金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5) グループの構成員は、県等が実施する医師確保等に関する取組に対して、協力するよう努めること。
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- ※3 交付の申請があった後すぐにグループが解散するなど交付の条件が満たせない場合は、交付を行いません。

申請の流れ

①グループ登録 ◆給付金の申請には、グループの登録が必要です

- 千葉県若手医師等グループ登録届出書(別記様式第1号)を提出してください。
【令和7年12月31日まで】
- 県は届出のあった内容を確認し、グループの概要を県のホームページで公表します。
- ホームページでの公表をもって「登録完了」とします。

②グループ状況報告 ◆登録されたグループは、毎年グループの状況報告が必要です

- 千葉県若手医師等グループ活動状況報告書(別記様式第2号)を提出してください。
【令和8年1月1日から令和8年1月31日】

③交付申請等

- 千葉県若手医師地域定着促進事業給付金交付申請書兼活動報告書兼請求書
(別記様式第4号)を提出してください。【提出時期:令和8年1月31日まで】

※申請に必要な各種様式は千葉県のホームページからダウンロードし、必要事項記入後、表面の申請先まで提出してください。